

城陽市公告第22号

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年（2025年）8月8日

城陽市長 奥田敏晴

1. 入札に付する事項

- (1) 事業名 ①城陽市南西部一般廃棄物収集運搬業務委託
②城陽市北西部一般廃棄物収集運搬業務委託
③城陽市南東部一般廃棄物収集運搬業務委託
④城陽市北東部一般廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 場所 ①市内（仕様書別紙「委託地域図」の南西部のとおり）
②市内（仕様書別紙「委託地域図」の北西部のとおり）
③市内（仕様書別紙「委託地域図」の南東部のとおり）
④市内（仕様書別紙「委託地域図」の北東部のとおり）
- (3) 契約期間 令和7年（2025年）9月19日から
令和13年（2031年）3月31日まで
ただし、収集運搬期間は令和8年（2026年）4月1日からとする。
- (4) 仕様書等 仕様書等 ①～④別紙のとおり

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 令和7年度城陽市物品供給等指名受付簿に登載されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに連続して1年間以上、複数台の塵芥車を用いた廃棄物の収集及び運搬に係る業務を受託した経験を有すること。ただし、受託業務は、以下の内容をすべて満たした一般廃棄物の収集運搬業務であること。
 - i 1 契約に対し、週5日以上（年末年始を除く）、毎週継続した収集運搬業務
 - ii 以下のいずれかの規模の収集運搬業務
 - ア 自治体からの受託による戸別収集運搬業務で、各仕様書（1入札に付する事項（4）仕様書等①～④）の収集箇所数の半数以上の収集運搬規模
 - イ 自治体からの受託によるごみ集積所または、ごみステーションに排出されたごみの収集運搬業務で、各仕様書（1入札に付する事項（4）仕様書等①～④）の収集箇所数の半数以上の収集運搬規模
 - ウ 民間企業からの受託による個別収集運搬業務で、1日10箇所以上の収集を週5日以上（年末年始を除く）、毎週継続して行う収集運搬規模。ただし、城南衛生管理組合の許可搬入廃棄物継続搬入承認を受けた搬入であること
- ④ 令和8年（2026年）1月30日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集及び運搬に従事する従業員を雇用できること
- ⑤ 令和8年（2026年）1月30日までに、受託業務に必要な廃棄物の収集及び運搬の用に供する車両を調達できること

- ⑥ 市の一般廃棄物収集運搬業の許可業者であること
- ⑦ 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に京都府及び城陽市において指名停止とされていないこと。
- ⑧ 城陽市内に本社（本店）が所在する者であること。
- ⑨ 入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
 - i 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ii 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

 - ア 一方の会社の役員（社長等を含む、以下同じ）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記の i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑩ 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

3. 契約条項を示す場所等

仕様書及び確認申請書の配布は次のとおり行う。

- ① 日 時 令和7年（2025年）8月8日（金）午前10時から
同年9月18日（木）午後5時まで
- ② 場 所 城陽市ホームページからダウンロードすること。
(ホームページアドレス <http://www.city.joyo.kyoto.jp>)

4. 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、確認申請書（別紙様式）に次に掲げる資格確認資料を添付のうえ、城陽市長に1部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに連続して1年間以上、複数台の塵芥車を用いた廃棄物の収集及び運搬に係る業務を受託した経験を証するものとして以下に示す書類。
 - i 契約期間が明記され、複数台の塵芥車を用いた業務であることがわかる契約書、請書、協定書、または覚書の写し
 - ii (上記 i において、複数台の塵芥車を用いたことが明記されていない場合) 上記契約期間中に使用した塵芥車の自動車検査証、及び自動車検査証記録事項の写し、または当該期間のリース契約書の写し
 - iii (「2. 入札に参加する者に必要な資格」の③の ii のウの場合) 許可搬入廃棄物継続搬入承認書の写し
- ② 受託業務に必要な人員・機材を調達する旨の誓約書
- ③ 入札日時時点で許可期間が有効な市一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

(2) 確認申請書の受付等

城陽市のホームページからダウンロードして、次により提出すること。

- ① 日 時 令和7年(2025年)8月8日(金)から同月26日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- ② 場 所 城陽市役所 管財契約課
- ③ 提出方法 i 持参
ii 郵送(提出期間内に必着のこと)

(3) 入札参加資格の確認通知

- ① 資格審査結果は、令和7年(2025年)9月4日(木)午後2時以降にメールにより通知する。
- ② 資格審査結果に対する説明を求めようとする者は、令和7年(2025年)9月8日(月)までに説明を求める内容を記載した書面を城陽市総務部管財契約課に提出しなければならない。その回答は、令和7年(2025年)9月10日(水)までに城陽市総務部管財契約課より行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等資料作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等資料は返却しない。

5. 仕様書等に対する質問

質問があるときは、次によりメールで提出すること。(メールに限る。)

- ① 提出期限 令和7年(2025年)9月9日(火)
- ② 提出方法 メール: nyusatsu-keiyaku@city.joyo.lg.jp
- ③ 回 答 令和7年(2025年)9月11日(木)までに入札参加資格を有する者に、回答書をメールで送付する。ただし、質問が無い場合は、回答を省略する。

6. 入札手続等

(1) 入札予定日時

- ① 城陽市南西部一般廃棄物収集運搬業務委託 令和7年(2025年)9月18日(木)午前10時00分
- ② 城陽市北西部一般廃棄物収集運搬業務委託 令和7年(2025年)9月18日(木)午前10時10分
- ③ 城陽市南東部一般廃棄物収集運搬業務委託 令和7年(2025年)9月18日(木)午前10時20分
- ④ 城陽市北東部一般廃棄物収集運搬業務委託 令和7年(2025年)9月18日(木)午前10時30分

(2) 場 所

城陽市役所プレハブ庁舎 2階 入札室(城陽市役所南側駐車場横)

(3) 入札書等作成方法

- ① 入札書を別紙様式により作成し、持参するものとする。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式)を提出しなければならない。また、入札書に入札者の名称又は商号、当該代理人の氏名を記載して、当該代理人の印を押印をしなければならない。
- ③ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び希望する業務委託名を記入し、封筒の開封部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札が無い時で、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

- ④ 入札金額は、月額(税別)を記載すること。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(5) 入札書の提出方法

持参または郵送で提出すること。郵送による場合の入札書の提出方法は、城陽市ホームページに掲載していますので「郵便入札の実施について」を確認してください。

(6) 再度入札

- ① 入札において、予定価格の制限に達した価格の入札をした者がいないときは、再度入札を行う。
- ② 前項の再度入札は原則として2回（初回を入れて計3回）を限度として行うが、落札の見込みが無いと判断した場合は、打ち切る場合がある。
- ③ 再度入札は、前回の入札に参加した者のみで行うが、前回の入札で無効の入札をした者は、再度入札への参加を認めない。

(7) 落札者の決定方法

- ① 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低入札をなした者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじを用いた抽選によって落札者を決定する。
- ③ 「5. 入札手続き等」の①入札予定日時の順に開札及び落札決定を行うものとし、先の案件で落札者となった者がその後の案件にも参加している場合は、落札後に開札する案件の入札を無効とする。

(8) 辞 退

入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別紙様式）により届け出ること。

(9) 入札の無効

- ① 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに条件に違反した入札は、無効とする。
- ② その他市長が入札に係わる不正行為疑惑があると認めるとき又は入札無効と認めるときは、入札を無効とする。

(10) その他

公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正行為に関する情報が寄せられたときは、特別の対応をすることがある。

7. 入札保証金

入札保証金は免除する。

8. 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9. 契約の締結

契約締結予定日は、令和7年（2025年）9月19日（金）である。

10. 契約保証金

契約保証金は免除する。

11. その他

1 から 10 までに定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同施行令、城陽市財務規則（昭和 51 年城陽市規則第 35 号）、同契約規則（昭和 49 年城陽市規則第 15 号）、同競争入札心得、仕様書の定めるところによる。

（問い合わせ先）

城陽市総務部管財契約課契約検査係

（〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地）

① 入札に関する問い合わせ・・・電 話 0774-56-4012

② 事業内容に関する問い合わせ・・・メール nyusatsu-keiyaku@city.joyo.lg.jp